

総 税 都 第 5 6 号
平成28年11月28日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方法税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

イ 第2章87 平成29年1月1日以後に申告納入する株式等譲渡所得割

ロ 第3章5の4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方法税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行の日以後に控除される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第8項までの規定による控除額

ハ 第3章10 平成31年10月1日以後に都道府県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金

なお、平成31年9月30日までに取得された自動車に対して課する自動車取得税については、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正について」（平成28年4月1日総税都第10号総務大臣通知）による改正前の第8章の規定を引き続き適用するものとする。

また、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正について」（平成28年4月1日総税都第10号総務大臣通知）による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用することに改める。

- イ 第1章18 平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割
- ロ 第3章11から13まで 平成31年10月1日以後に都道府県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金
- ハ 第9章3、17 平成31年10月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税
- ニ 第10章 平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割並びに平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 道府県民税</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 個人の道府県民税</p> <p style="text-align: center;">第 4 課税標準及び税率</p> <p>13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2①～⑤）</p> <p>(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税</p> <p style="text-align: center;">第 2 3 特別徴収</p> <p>87 不申告又は過少申告の区別等については、次の諸点に留意すること。</p> <p>(1) 不申告又は過少申告の区別は、<u>一の納入申告書によって申告納入することとされた</u> _____<u>特別徴収税額ごとに行うこと。</u> _____</p> <p>(2) 延滞金の計算は、<u>一の納入申告書によって申告納入することとされた</u> _____<u>特別徴収税額を基礎として計算を行うこと。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 道府県民税</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 個人の道府県民税</p> <p style="text-align: center;">第 4 課税標準及び税率</p> <p>13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2①～⑤）</p> <p>(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税</p> <p style="text-align: center;">第 2 3 特別徴収</p> <p>87 不申告又は過少申告の区別等については、次の諸点に留意すること。</p> <p>(1) 不申告又は過少申告の区別は、<u>特別徴収義務者が一の申告納入期限内において申告納入すべき特別徴収税額ごとに行うこと。</u><u>このため、特別徴収義務者が一の道府県に対し一の申告納入期限分の特別徴収税額としての申告納入が全くない場合には、当該道府県について不申告となるものであること。</u></p> <p>(2) 延滞金の計算は、<u>特別徴収義務者が一の申告納入期限内において申告納入すべき特別徴収税額を基礎として計算を行うこと。</u></p>

場合の更正に伴う事業税額の控除の順に控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（平成28年改正法附則5⑧・⑬）

(3) 控除額の計算に当たっては、事務所又は事業所の存する都道府県において、標準税率以外の税率で付加価値割、資本割及び所得割を課する場合には、当該税率によること。

第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の5・4を乗じて得た額を、各市町村の従業者数（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果によるものをいう。）で按分して得た額を交付すること。都は、都内の市町村（特別区を除く。以下この項において同じ。）に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の5・4を乗じて得た額を、各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（法72の76、734④、令35の4の5、35の4の6、57の2の4、57の2の5）

(2) 略

(3) 法人事業税交付金は、毎年度8月、12月、3月に交付することとする。（それぞれの交付時期における交付すべき額の算定期間は、前年度3月から7月、8月から11月、12月から2月とすること。）（令35の4の6、57の2の5）

場合の更正に伴う事業税額の控除の順に控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（平成28年改正法附則5⑩・⑯）

(3) 控除額の計算に当たっては、事務所又は事業所の存する都道府県において、標準税率以外の税率で付加価値割、資本割及び所得割を課する場合には、当該税率によること。ただし、地方法人特別税相当額の計算に係る基準法人所得割額の税率については、標準税率によること。

第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の5・4を乗じて得た額を、各市町村の従業者数（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果によるものをいう。）で按分して得た額を交付すること。都は、都内の市町村（特別区を除く。以下この項において同じ。）に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の5・4を乗じて得た額を、各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（法72の76、734④、令35の4の4、35の4の5、57の2の4、57の2の5）

(2) 略

(3) 法人事業税交付金は、毎年度8月、12月、3月に交付することとする。（それぞれの交付時期における交付すべき額の算定期間は、前年度3月から7月、8月から11月、12月から2月とすること。）（令35の4の5、57の2の5）

(4) 略

(5) 平成31年度から平成34年度において、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

ア 平成31年度に限り、法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、同年度内に交付しないで、平成32年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付すること。 (平成28年改正法附則6②)

イ 平成32年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、その交付率は100分の2・4とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割額により按分して得た額を交付すること。なお、平成32年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の前年度10月から7月までを算定期間とすること。(平成28年改正法附則6③、平成28年改正令附則4③)

ウ 平成33年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5・4を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4④)

エ 平成34年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5・4を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4⑤)

(4) 略

(5) 平成29年度から平成31年度において、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

ア 平成29年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、その交付率は100分の2・7とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割額により按分して得た額を交付すること。なお、平成29年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の4月から7月までを算定期間とすること。(平成28年改正法附則6③、平成28年改正令附則4②)

イ 平成30年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5・4を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4③)

ウ 平成31年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5・4を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4④)